

後期高齢者医療保険料の軽減が変わります!

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

朱書きの部分が変わ点となります。

平成29年度

①均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+「27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

②所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、(年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下)の場合は、所得割額が2割軽減されます。

③加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料:11,800円)

問い合わせ先 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
保険料の納付について 役場保険年金課 後期医療係 ☎68-2211(内線239)

保険料率は変わるの...?

保険料率については、医療給付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため、平成30・31年度は、据え置きとなりました。また、保険料の賦課限度額は、57万円から62万円に引き上げとなりました。

保険料軽減については、制度施行に伴い激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成30年度

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+「 <u>27万5000円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「 <u>50万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円


基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、(年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下)の場合は、所得割額が2割軽減されます。

特例措置として、所得割額の軽減がりましたが、平成30年度から本来の軽減制度に戻り、軽減がなくなりました。

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料:11,800円)

均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料:19,700円)

日時 5月24日(木) 午後1時30分~3時
場所 牛久市中央生涯学習センター 多目的ホール 牛久市柏田町1606-1
内容 ・新規学校卒業予定者の求人から採用に係る取り扱い
・公正な採用選考について
・その他
問い合わせ先・申し込み先 龍ヶ崎公共職業安定所(ハローワーク龍ヶ崎) 新規学校卒業業者担当 大部 ☎0297-60-2727(部門コード42#)



このたび、平成31年3月新規学校卒業予定者を対象とする求人募集・採用に係る取り扱いなどについての説明会を左記のとおり開催いたします。
ぜひご参加いただけますよう、よろしくお願いいたします。

新規学校卒業予定者の求人
受理説明会開催のお知らせ
事業主の皆さまへ

Tone 1 グランプリ レシピ募集のお知らせ

自慢のレシピ!ご応募ください!

利根町地場産業推進協議会では、町の名物を町民協働で開発するため、皆さまから町内産農産物を使用した料理のレシピを募集します。

そして、11月3日(土)開催予定の第11回利根町地場産業フェスティバル会場内(利根町保健福祉センター駐車場)で、利根町食生活改善推進員協議会のご協力のもと、来場者に試食・投票をしていただき、町の名物 Tone 1 を決定します!

募集締切日

7月31日(火)

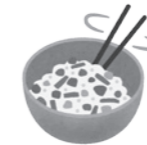
賞品

- 1位: 利根町共通商品券3万円分・町内産新米10kg
- 2位: 利根町共通商品券1万円分・町内産新米10kg

審査方法

- ①協議会による書類審査
- ②利根町地場産業フェスティバル 来場者による投票審査

※書類審査を通過したレシピは、地場産業フェスティバル来場者に試食していただき、投票により順位を決定いたします。レシピの内容を一部変更して調理する場合がございますので、あらかじめご了承ください。



△利根町食生活改善推進員協議会の方々

応募規定

利根町産の食材を1品以上使用してください。レシピは未発表のオリジナル料理であること。飲食物(菓子を含む)であれば種類は問いません。年間を通して提供できる料理にしてください。

応募資格

町内在住・在勤・在学の方(個人・団体は問いません)

応募方法

町内で飲食店を営業されている方も応募できます。応募用紙に必要事項を記入の上、当協議会事務局(役場 経済課内)に提出してください。応募用紙は役場 経済課および公共機関などに設置しているほか、町公式ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 利根町地場産業推進協議会事務局(役場経済課内)
申し込み先 ☎68-2211(内線324)

商工会だより 中小企業・小規模事業者の方へ

~記帳継続指導・記帳機械化指導のご案内~

商工会では、事業経営に必要な帳簿の記帳を正しく理解していただくため、専門の記帳専任職員を配置しています。税金の各種控除を知りたい、青色申告制度って何?など皆さまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っております。

記帳継続指導

概要 自立記帳・申告が行えるように継続指導を行います。(1,020円/月)

内容 巡回・窓口にて記帳指導、各種必要届出書および決算書・申告書作成などの指導を行います。

記帳機械化

概要 決算書・申告書、各種届出報告、総勘定元帳作成の代行を行います。(3,080円/月)

内容 商工会標準会計ソフトを利用し、帳簿入力、決算書・申告書作成の代行、および総勘定元帳の作成と各種データ管理、各種税務届出、報告などの代行処理を行います。

※詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

~茨城県よろず支援拠点のご案内~

「よろず支援拠点」は、平成26年に国が各都道府県に1機関設置されている経営相談所です。売上拡大や経営改善などの経営課題に対応するワンストップの相談窓口です。

経営課題を解決するために、支援に優れた能力・知識・経験などを有するコーディネーターを配置し、専門的な助言や専門家の紹介などを行う制度です。

主な相談内容

- ・創業したい・資金繰りを改善したい
- ・販路先を広げたい・経営革新などの認定をとりたい
- ・補助金を活用したいなど

対象者

- ・中小企業・小規模事業者の方

相談料

- ・無料

問い合わせ先

茨城県中小企業振興公社 よろず支援拠点窓口
☎029-224-5339

